

2025 年 8 月 20 日

## 副業制度の導入について

島根銀行（頭取 長岡一彦）は、中期経営計画「ふるさと山陰活性化プロジェクト ～ローカルエンゲージメントの向上を目指します～ リージョナルバンクしまぎん」において、多様な働き方の実現を図り、行員のエンゲージメント向上を図るとともに、地域との関わりや連携により、地域の課題解決や発展に貢献し、ローカルエンゲージメントの向上を目指しております。

今般、その一環として、行内のイノベーション促進、優秀な人材の確保を図るとともに、行員が副業人材として地場事業者等の事業や事業支援に携わることを可能とすることで、人材不足や事業承継といった地域課題の解決に寄与することを目的として、副業制度を導入しましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 副業制度の概要

対象者	・ 臨時職員、パート職員を含む全職員
副業可能な雇用形態	・ 個人事業主型、他社雇用型
制限事項	・ 競業する企業・業務 ・ 公序良俗に反する業務 ・ 利益相反が生じる可能性がある企業・業務 ・ 情報漏洩リスクのある企業・業務 ・ 深夜業務または危険業務等心身に負担のある業務 等
その他	・ 副業の労働時間は、長時間労働や健康管理上の観点から、銀行の時間外・休日勤務時間と合算して、銀行の「時間外および休日勤務に関する協定書」の範囲内とする。

#### 2. 実施日

2025 年 8 月 19 日

以上

本件に関するお問い合わせ先  
島根銀行 人事財務グループ  
担当：佐野、高島 TEL (0852) 24-1238